

厚生労働省 地域雇用活性化推進事業
テレワーク導入についての伴走型支援の参加事業所募集要項

1. 事業の概要

この事業は厚生労働省 地域雇用活性化推進事業として実施する事業で、テレワーク導入及び魅力ある雇用づくりに意欲ある地域内企業を対象にテレワーク導入に知見を有する専門家を派遣し、地域内企業のテレワーク導入をサポートことで、企業経営の効率化、魅力ある職場環境の形成等による雇用の拡大を図ります。

2. 募集内容

(1) 支援内容

津山市地域雇用創造協議会が委託する専門家が対象事業所を訪問し、現状をヒアリングし、より効果の高いテレワーク導入への課題の整理と解決に向けて助言等による支援を実施します。

(2) 募集事業所数

4 事業所

※ 審査により決定します。

(3) 費用負担

専門家の派遣に係る費用については津山市地域雇用創造協議会が負担します。

(4) 専門家の派遣回数

1 事業所当たり原則 6 回

(5) 専門家の派遣期間

令和 2 年度から令和 3 年度にかけて日程を調整します。

3. 対象者

テレワークの導入を計画又は予定し、導入により企業経営の効率化や職場環境の改善を検討している津山市内の事業所。(なお、支援終了後、雇用に関する調査にご協力いただきます。)

4. 申込方法

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（申込様式 1） 1 部
- ② 事業所の概要が分かるもの（パンフレット等） 1 部

(2) 申込先

津山市地域雇用創造協議会

〒708-0004 津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1 階

(3) 申込方法

提出書類を申込先へ郵送または持参してください。

※ ご提出いただいた書類等は返却いたしません。

(4) 申込期限

令和 2 年 7 月 2 0 日 (月) 午後 5 時必着

5. 選考について

(1) 選考方法

提出書類による書類審査により、参加事業所を決定します。

(2) 審査基準

次の審査基準に基づき、総合的に評価します。

- ・実現性 当支援に対する実施体制が見込めるか。
- ・将来性 当支援により適切なテレワーク導入が見込めるか。
- ・発展性 テレワーク導入により企業経営の効率化や職場環境の改善が見込めるか。
- ・有効性 当支援により新たな雇用が見込めるか。

(3) 審査結果については、後日文書でお知らせします。

※ 必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

※ 審査結果に関する個別の問合せには一切お答えできません。

6. 問い合わせ先

津山市地域雇用創造協議会 担当：木原・織田

〒708-0004 津山市山北 663 津山市役所東庁舎 1 階

電話番号：0868-31-7080

FAX 番号：0868-24-0881

Eメール：info@tsuyama-koyou.jp